

都市計画法による市街化調整区域の立地基準及び 開発許可基準の一部改定について

市街化調整区域の立地基準及び開発許可の道路基準について、下記のとおり、基準の一部改定をしました。

■ 改定の概要 詳細は、改定後の基準を御確認ください。

(1) 市街化調整区域の立地基準

市街化調整区域に居住する者の日常生活に必要な施設について（法第 34 条第 1 号）

市街化調整区域に居住する者の日常生活に必要なコンビニエンスストアについて、計画地周辺の建築物の立地状況及び施設に必要な道路の幅員を見直し、より身近な場所への立地を図ります。

（施行期日）

- 1 改定後の基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

（経過措置）

平成 25 年 9 月 30 日までに許可申請されたものは、従前の基準も適用できることとします。

道路の円滑な交通を確保するために必要な沿道サービス施設について（法第 34 条第 9 号）

コンビニエンスストアを沿道サービス施設に位置付け、必要となる敷地面積、駐車スペース及び建築物の規模等の基準を新たに設け、本市の骨格となる道路（都市計画道路）沿いへの立地を図ります。

また、ガソリンスタンドについて、施設に必要な道路幅員や敷地の規模等を見直し、都市計画道路沿いへの立地促進を図ります。

（施行期日）

- 1 改定後の基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

（経過措置）

平成 25 年 9 月 30 日までに許可申請されたものは、従前の基準も適用できることとします。

(2) 開発許可の道路基準

袋路状道路（横浜市開発事業の調整等に関する条例施行細則第 24 条ただし書の基準）

袋路状道路の延長が 25 メートル以下、かつ、道路の縦断勾配が 9 パーセント以下の場合で、袋路状道路の始端から終端の見通しが可能なものは終端の転回広場の設置を免除していましたが、当該袋路状道路が接続する道路の交通量等を踏まえて、車両や歩行者の安全性の向上を図るため改定しました。

（施行期日）

- 1 改定後の基準は、平成 25 年 10 月 1 日から施行します。

（経過措置）

- 2 平成 25 年 9 月 30 日までに、法第 29 条第 1 項又は第 35 条の 2 第 1 項の許可の申請を行った開発行為については、なお従前の例によります。

道路のすみ切りの設置（都市計画法施行細則第 24 条第 6 号）

接続道路に歩道があり、新たに配置する道路にも歩道がある場合には、当該部分については、すみ切りを不要としました。

（施行期日）

- 1 改定後の基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

【問合せ先】 指導部宅地企画課 電話：045-671-2945